

○造船法

1. 案内情報

①手続名	船舶製造業・修繕業等の届出等
②手続根拠	造船法第2条・第3条・第6条・第10条（施行規則第5条の2関連）
③手続対象者	船舶（総トン数 500 トン以上又は長さ 50 メートル以上の鋼船）の製造業・修繕業等を始めようとする方又は既実施している方
④提出時期	<input type="checkbox"/> 船舶の製造業・修繕業等を開始した時 <input type="checkbox"/> 船舶の製造業・修繕業等を休止、廃止した時 <input type="checkbox"/> 施設を新設、譲り受け、借り受けしようとする時 <input type="checkbox"/> 施設の新設等の工事を完了し、又は譲り受け若しくは借り受けによる引渡を完了した時 <input type="checkbox"/> 設備を新設、増設、拡張しようとする時 <input type="checkbox"/> 設備の新設等の工事を完了した時 <input type="checkbox"/> 設備の使用を廃止しようとする時
⑤提出方法	届出書、申請書又は報告書に必要事項を記載のうえ、工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所へ提出してください。
⑥手数料	施設の新設等の許可：150,000 円（登録免許税） 設備の新設等の許可：30,000 円（登録免許税）
⑦添付書類・部数	<input type="checkbox"/> 施設の新設等の許可申請書 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書又は剰余金計算書 ・当該設備を明記した施設全体の配置図 ・当該設備の構造及び主要寸法を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 施設の新設等の工事完了届 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を明記した施設全体の配置図 ・当該設備の構造及び主要寸法を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 設備の新設等の許可申請書 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を明記した施設全体の配置図 ・当該設備の構造及び主要寸法を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 設備の新設等の工事完了届 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を明記した施設全体の配置図 ・当該設備の構造及び主要寸法を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 事業の開始の届出 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・工場の位置図 ・設備の配置を示す図面 <input type="checkbox"/> 設備使用廃止報告書 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を明記した施設全体の配置図 ・許可を受けた設備であることを明らかにする書類

	なお、申請部数は、工場等の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部及び総合事務局を含む。）、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。
⑧申請書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の施設等の許可申請書（第一号書式） ・設備の新設等の許可申請書（第二号書式） ・施設の新設等の工事完了届（必要事項を記載した任意様式） ・設備の新設等の工事完了届（必要事項を記載した任意様式） ・事業の開始の届出（第三号書式） ・事業の休止又は廃止の届出（第四号書式） ・設備使用廃止報告書（第十号書式）
⑨記載要領・記載例	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所																						
②受付時間	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。																						
③相談窓口	<p>工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所にご相談下さい。</p> <p>なお、地方運輸局の相談窓口は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課</td> <td>0134-27-7214</td> </tr> <tr> <td>東北運輸局海事振興部海事産業課</td> <td>022-791-7512</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>045-211-7223</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局海事部海事産業課</td> <td>025-244-6113</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>052-952-8020</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>06-6949-6425</td> </tr> <tr> <td>神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課</td> <td>078-321-3148</td> </tr> <tr> <td>中国運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>082-228-3679</td> </tr> <tr> <td>四国運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>087-825-1185</td> </tr> <tr> <td>九州運輸局海事振興部船舶産業課</td> <td>092-472-3158</td> </tr> <tr> <td>沖縄総合事務局運輸部船舶船員課</td> <td>098-862-1454</td> </tr> </table>	国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7214	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512	関東運輸局海事振興部船舶産業課	045-211-7223	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113	中部運輸局海事振興部船舶産業課	052-952-8020	近畿運輸局海事振興部船舶産業課	06-6949-6425	神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	078-321-3148	中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3679	四国運輸局海事振興部船舶産業課	087-825-1185	九州運輸局海事振興部船舶産業課	092-472-3158	沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454
国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7214																						
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512																						
関東運輸局海事振興部船舶産業課	045-211-7223																						
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113																						
中部運輸局海事振興部船舶産業課	052-952-8020																						
近畿運輸局海事振興部船舶産業課	06-6949-6425																						
神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	078-321-3148																						
中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3679																						
四国運輸局海事振興部船舶産業課	087-825-1185																						
九州運輸局海事振興部船舶産業課	092-472-3158																						
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454																						

3. 手続情報

①審査基準	造船法第3条の2第1項
②標準処理期間	3週間以内（提出先にお問い合わせください。）
③不服申立方法	（行政不服審査法の規定による。）